

選手登録取消無効確認等請求事件

東京地方裁判所平成15年(ワ)第22240号

平成18年1月30日民事第31部判決

原告 X1

同法定代理人親権者父 X2

同法定代理人親権者母 X3

同訴訟代理人弁護士 横堀晃夫

同 横堀太郎

被告 社団法人日本アマチュア・ボクシング連盟

同代表者理事 川島五郎

同訴訟代理人弁護士 未啓一郎

同 吉森照夫

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、100万円を支払え。

第2 事案の概要

本件は、アマチュアボクシングの選手(以下「選手」という。)として被告に登録していた原告が、被告に対し、違法な選手登録の取消しにより、平成15年5月28日から1年間、全国高等学校総合体育大会(以下「インターハイ」という。)、国民体育大会(以下「国体」という。)及び全国高校選抜大会(以下「選抜」という。)のボクシング競技に出場することができなくなったと主張して、不法行為に基づき、慰謝料100万円の支払を求める事案である。

1 争いのない事実等(各項目の末尾に証拠等の記載のないものは、当事者間に争いのない事実である。)

(1)当事者等

ア(ア)原告は、平成15年4月に 高等学校に入学し、同年5月28日、被告に対し、石川県アマチュアボクシング連盟(以下「石川県連盟」という。)を通じて、選手登録を申請し、被告に登録されたが、後記のとおり当該登録を取り消された。

(イ)原告は、1年後の平成16年5月28日、再び被告に選手登録されたが、同年9月12日、日本プロボクシング協会のライセンスを取得したことから、現在は、被告に選手登録されていない。

(甲31,原告)

イ 被告は、日本におけるアマチュアボクシングを統轄し、代表する団体として、アマチュアボク

シングの普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする社団法人である。

(2)原告の選手登録の取消し等

ア 被告に設置されたアマチュア資格審査委員会(以下「資格審査委員会」という。)の委員長(以下「資格審査委員長」という。)であるA(以下「A」という。)は、平成15年6月25日、原告の選手登録を取り消す旨、石川県連盟に通知した。

被告は、平成15年7月5日午後1時、資格審査委員会を開催し、原告の選手登録を取り消すことを決議した。その後、被告は、同日午後3時、理事会を開催し、各理事の意見を求めたところ、原告の選手登録取消しについては、全員異議がなかったものの、当該取消しに係る期間について配慮する旨の提案があり、原告の選手登録を取り消し、平成15年5月28日から1年間は選手登録申請を受理しない旨の決定をする旨議決し、同年7月8日付け通告書をもってその旨の決定を石川県連盟に通知し、同連盟を経由して、そのころ、原告に同通知が到達した(上記の一連の手続による原告の選手登録を取り消し、平成15年5月28日から1年間は選手登録申請を受理しない旨の決定を、以下「本件登録取消決定」という。)

イ 本件登録取消決定の理由は、以下のとおりである。

(ア)本件取消決定の理由は、

- (1)被告が禁止した競技会に参加したものであること
- (2)スポーツで得た名声を商業宣伝に使ったものであること
により、被告が制定したアマチュア規則に違反したことである。

(イ)違反対象となる具体的な事実は、以下のとおりである。

a 上記(ア)(1)に関する具体的事実

原告が、その選手登録申請の半年前であって中学3年生(15歳3か月)当時である平成14年12月に、「拳の嵐」と銘打ったプロボクシングの興業の中で、セミファイナルの試合の前のエキジビションマッチに出場したこと(以下「本件参加行為」という。)

b 上記(ア)(2)に関する具体的事実

(a)原告のエキジビションマッチへの出場は、「拳の嵐」と銘打った興業のチケットに顔写真入りで記載され、さらに、プログラムに大きな写真入りで「期待の新星」として紹介され、空手での優勝25回を含む華々しい戦績とともに紹介されていたこと

(b)これらの内容を含む原告の活躍及び原告と原告が練習をしているボクシングジムの関わり等が、少なくともエキジビションマッチ実施日の平成14年12月以降、原告が被告に選手登録した後である平成15年7月までの間、継続して当該ボクシングジムの宣伝のためのホームページに掲載されていたこと(以下、上記(a)及び(b)を併せて「本件掲載行為」という。)

ウ 被告が制定したアマチュア規則には、選手に関して、次の条項が設けられている。(甲3)

「第4条 本連盟(被告)は次の者を競技者として登録することは出来ない。またすでに登録した競技者が次の事項に該当した場合は、その登録を取消さなければならない。

1 スポーツで得た名声を商業宣伝のために使ったもの

(中略)

5 本連盟が禁止した競技会に参加したもの

(後略)」

(3)原告が各競技会に参加できなかったこと

ア 原告は、平成15年6月24日付けで、平成15年度のインターハイのボクシング競技に、石川県のフライ級の代表者として、石川県連盟を通じて参加申込みをしていたが、本件登録取消決定により、インターハイの参加要件の1つである被告に登録済みの選手であることとの要件を欠くことになり、平成15年度のインターハイに参加することができなくなった。

イ 原告は、本件登録取消決定により、国体及び選抜の参加要件の1つである被告に登録済みの選手であることとの要件を欠くことになり、平成15年度の国体及び選抜に参加することができなくなった。

(上記ア、イにつき、甲10,31,乙5,7,原告)

2 争点

(1) 本件登録取消決定の違法性の有無

ア 本件登録取消決定の手續の違法性の有無

(ア) 原告の主張

本件登録取消決定の手續は、以下のとおり違法である。

a 被告は、本件登録取消決定に際し、原告に対し弁明の機会を与えるべきであったのに、弁明の機会を与えていない。

b 被告の行った本件登録取消決定は、石川県連盟に対して通知されたが、上記決定の相手方である原告に対しては、何らの通知もされていない。

c Aは、選手登録を取り消す権限を有していないにもかかわらず、平成15年6月25日付けで石川県連盟に対して原告の選手登録を取り消す旨を通知した。

d 被告は、平成15年7月5日午後1時、資格審査委員会を開催し、原告の選手登録の取消しを決定したとするが、被告の定款によれば、資格審査委員会は理事会の議決に基づいて事務を処理しなければならないにもかかわらず、上記決定は、理事会の議決に基づいてされたものではない。

(イ) 被告の主張

本件登録取消決定の手續には、以下のとおり違法はない。

a 被告は、選手のアマチュア資格に関する事項について、資格審査委員会を設置し、理事会の議を経て制定されたアマチュア資格審査委員会規則(以下「委員会規則」という)に基づいて、個別の事案ごとに慎重に判断して処理を行っている。委員会規則には、違反事実の事前通知であるとか、弁明の機会を与えるなどの手續に関する詳細な定めはないが、重要な決定については、その都度、資格審査委員会で慎重に審議の上、理事会において議決されている。本件登録取消決定についても、平成15年7月5日、資格審査委員会及び理事会を開催し、その議決を経ている。

b 委員会規則には、弁明の機会についての規定はなく、弁明の機会を欠いたとしても、これをもって本件登録取消決定が当然に違法無効になるものではない。

c 本件登録取消決定の理由とされた事実関係については、平成15年7月5日に資格審査委員会及び理事会が開催されるまでに、インターネットに原告のプロでの試合を報じる写真が載せられていたことなどから客観的に明らかであった。一方、平成15年度のインターハイの開催が目前に迫っており、原告からの事情聴取などを行っている、インターハイのパンフレットの印刷が進行してしまい、その後の印刷物の訂正変更は、原告の選手登録の取消しを公にしてしまうことになり、適当ではないと考えられた。さらに、平成15年7月5日の資格審査委員会及び理事

会における本件登録取消決定がなされるまでに、石川県連盟理事長B(以下「B」という。),原告が練習するCボクシングジムの会長C(以下「C」という。),原告の父親であるX2(以下「X2」という。)がAと面談をしている。以上のような状況に鑑みれば、原告に対する弁明の機会が付与されなかったとしても、本件登録取消決定自体を取り消すべき手続上の瑕疵があったとはいうことはできない。

イ 本件登録取消決定の実体の違法性の有無

(ア)原告の主張

a 原告は、以下のとおり、「本連盟が禁止した競技会に参加したもの」(アマチュア規則4条5号)に該当しない。

(a)競技会に参加したとは、競技者として参加することを意味し、エキジビションマッチにおいて単なるスパリングを行ったことが、競技会への参加であると解することはできない。

(b)被告は、参加を禁止する競技会の範囲を明示しておらず、周知もしていない。

(c)仮にスパリングを行ったことが競技会に参加したことに当たるとしても、原告がエキジビションマッチにおいてスパリングを行ったのは、中学生時代のことであり、被告に対し、選手登録申請をする前のことである。

(d)また、エキジビションマッチに出場したのは、原告の意思によるものではなく、原告が指導を受けているCの意思によるものである。

b 原告は、以下のとおり、「スポーツで得た名声を商業宣伝のために使ったもの」(アマチュア規則4条1号)に該当しない。

(a)高校に入学して間もない原告が、被告の主催する競技会に出場し、ボクシングで名声を得て、これを商業宣伝に使ったことなど全くない。スポーツで得た名声とは、アマチュアボクシングで得た名声と解するが相当である。

(b)仮に、原告が小学校時代から行っていた空手で名声を得ており、これがスポーツで得た名声に当たるとしても、名声を商業宣伝に使うことを原告が承認したことはない。商業宣伝に使ったのはCであり、原告は、Cから商業宣伝に使うことに承諾を求められたことも、ホームページやパンフレットへの掲載を依頼したこともない。

(c)プロボクシングの興行用のチケット及びパンフレットにその名を連ねたことや、Cボクシングジムのホームページに掲載されていたことは、いずれも原告が中学生時代のことであり、被告に対し、選手としての登録申請をする前のことである。

(イ)被告の主張

a 原告は、以下のとおり、「本連盟が禁止した競技会に参加したもの」(アマチュア規則4条5号)に該当する。

(a)原告は、「本連盟が禁止した競技会」の範囲が不明確である旨主張する。しかしながら、被告が参加を禁止する競技会とは、アマチュアでない競技会、すなわちプロフェッショナルが主催する競技会ないしは金銭や物質を目的として開催される競技会であることは明らかである。その上で、被告は、平成元年8月22日付け文書をもって、プロボクシングジム主催の競技会において、エキジビションマッチとしてのスパリングや試合出場を禁止することを明示しており、このことは、毎年の被告の総会、都道府県アマチュアボクシング連盟(以下「都道府県連盟」という。)の理事長講習会、各種コーチ講習会等において、全国の役員や審判員に対し、何度も説明している。現に原告が練習するCボクシングジムにおいても、上記文書の存在を認識しており、

原告も、被告がエキジビションマッチへの出場を禁止していることを十分承知していたはずである。

(b)原告は、選手登録以前の行為であれば問題にすることができない旨主張するが、これを前提とすれば、プロボクサーが被告に選手登録を申請しても、申請時点でプロ行為をやめていれば、申請が受理されることとなり、失当である。

(c)原告は、エキジビションマッチへの出場はCの意思によるものである旨主張するが、出場の勧めがCからなされたとしても、出場自体が原告の意思によるものであることは明らかである。

b 原告は、以下のとおり、「スポーツで得た名声を商業宣伝のために使ったもの」(アマチュア規則4条1号)に該当する。

(a)原告の活躍などがCボクシングジムの宣伝のために開設されたホームページに掲載されていたことは、原告がスポーツで得た名声をCボクシングジムの商業宣伝のために使ったと見るのが社会通念上相当である。

(b)原告は、スポーツで得た名声とはボクシングで得た名声を意味する旨主張するが、これは独自の考えにすぎず、空手での華々しい経歴は、ボクシングと密接したスポーツで得た名声というべきである。

(c)原告は、商業宣伝に利用したのはCである旨主張するが、失当である。商業宣伝で利用するというのは、スポーツ選手が自ら行うことをも含むが、主に、企業等がスポーツ選手の名声を商業宣伝に使用することを念頭においたものである。また、当該ホームページには、「必ず世界チャンピオンになります。応援してください。」で結ばれる原告のコメントが載せられており、これが、原告の関与の下に作成されたものであることは明らかである。

(d)原告は、アマチュア登録以前の行為であれば問題にすることができないと主張するが、これが失当であることは、上記a(b)のとおりである。

(2) 損害の有無及びその額

ア 原告の主張

原告は、本件登録取消決定により、平成15年5月28日から1年間、インターハイ、国体及び選抜に出場することができなかった。原告は、このため多大の精神的苦痛を被ったが、これを慰謝するには100万円をもってするのが相当である。

イ 被告の主張

争う。

第3 争点に対する判断

1 争点(1)ア(本件登録取消決定の手續の違法性の有無)について

(1)前記争いのない事実等に加え、証拠(甲2,3,27ないし31,乙2,11,12,13の1及び2,14,16ないし18,被告代表者A,原告)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 被告は、日本におけるアマチュアボクシングを統轄し、代表する団体であるところ、その会員は、正会員(各都道府県におけるアマチュアボクシングを統轄し、その普及・振興を行う団体を代表する者及びアマチュアボクシングに関する学識経験者で理事会で選任し、総会の承認を受けた者)、普通会员(被告の目的に賛同し事業に協力する個人)、賛助会員及び名誉会員から構成され、選手は普通会员に位置付けられている。

そして、被告の会員になろうとする者は、入会申込書を提出して理事会の承認を受けなけれ

ばならないこととされており、選手については、本人からの入会申込書(選手登録申請書)が各都道府県連盟を通じて被告に提出され、被告に選手登録されることにより、被告の普通会员として承認されたことになる。

イ 選手の選手登録に関しては、前記第2の1(2)ウのとおり、アマチュア規則において、選手登録を受理せず、また、選手登録を取り消すための実体的な要件を定めている。

ウ 被告は、資格審査委員会を設置しており、同委員会は、理事会の議決に基づき、競技会の役員及び選手等のアマチュア資格に関する事項を処理することとされている(定款40条)。そして、資格審査委員会の運営に関しては、理事会の議を経て委員会規則が制定されており、同委員会の処理事項など概括的な事項が定められているが、被告において、選手登録を取り消す際の具体的な手続(弁明の機会の付与など)を定めた規程等は存しない。

エ 被告は、選手のアマチュア資格に関する問題が生じた場合、通常、次の手続により、これを処理している。

(ア)資格審査委員長は、当該選手が所属する都道府県連盟を通じて、事実関係の調査や当該選手からの事情聴取を行う。

(イ)資格審査委員長は、上記の調査結果を検討し、事実関係が確認でき、簡易な処分の場合には、直ちに処分内容を決め、審理が必要な場合は、資格審査委員会を開き、協議の上で、処分内容を決める。

(ウ)資格審査委員長は、上記の処分内容を理事会に報告し、処分内容を決定して通知する。

(エ)緊急を要する場合は、資格審査委員会を開催しないで、資格審査委員長において、直ちに処分内容を決定して通知し、その後開催される資格審査委員会及び理事会に当該処分内容を報告し、資格審査委員会及び理事会の事後承認を受ける。

オ 原告の選手登録取消しの状況

(ア)資格審査委員長のAは、平成15年6月17日ころ、匿名のボクシング関係者から電話を受け、Cボクシングジムのホームページを閲覧するなどして、原告の本件参加行為及び本件掲載行為を確認した。

(イ)また、Aは、平成15年6月24日ころ、石川県連盟から被告あてに、平成15年度インターハイのボクシング競技における石川県代表選手の参加申込書控えが送付されたことから、原告につき、石川県のフライ級の代表者として、インターハイへの参加申込みがなされていることを知った。

(ウ)Aは、原告をインターハイに参加させることができるかを含め、アマチュア資格の有無について結論を出す必要があると考えた。

Aは、その際、インターハイの開催が迫っていることから緊急にアマチュア資格の有無について結論を出す必要があり、また、原告の本件参加行為及び本件掲載行為は客観的に明白であると判断した。

そこで、Aは、被告の会長、副会長及び主たる専門委員長らと協議の上、原告の選手登録を取り消すことを決定し、平成15年6月25日付けで、石川県連盟に対し、原告の選手登録を取り消す旨文書で通知した。

(エ)石川県連盟は、平成15年7月1日、Aに対し、原告の選手登録の取消しの撤回を求める旨記載した文書を送付した。

また、同月3日、石川県連盟の理事長であるBとCボクシングジムの会長であるCがAを訪れ、原告の選手登録の取消しの撤回を求めた。同日、石川県連盟は、Aに対し、再度、同様の旨記載した文書を送付した。

同月4日、CがAに対し、同様の旨記載した文書を送付した。また、原告の父親であるX2も、同日ころ、Aを訪れ、原告の選手登録の取消しの撤回を求めた。

このように、各人から、Aに対し、原告の選手登録の取消しの撤回の要請がなされたが、いずれも、原告の本件参加行為及び本件掲載行為の事実を認めた上でのものであった。

(オ)被告は、平成15年7月5日午後1時、資格審査委員会を開催した。同委員会で、原告の選手登録の取消しについて審査がなされたが、各委員からは、原告の本件参加行為及び本件掲載行為はアマチュア規則に違反するとの意見が出され、委員の全員一致により、原告の選手登録を取り消す旨の決定が議決された。

被告は、同日午後3時、理事会を開催した。理事会では、Aが、本件参加行為及び本件掲載行為の各事実の内容、資格審査委員会において原告の選手登録取消決定がなされた経緯等について説明した。その際、原告の選手登録取消しについては、理事の全員に異議がなかったものの、当該取消しに係る期間については、原告は将来のある少年として、来年度は試合に参加できるように配慮する旨の提案がされた。そこで、理事会においては、原告の選手登録を取消し、選手登録を受理した平成15年5月28日から1年間に限り選手登録申請を受理しない旨の決定をする旨議決し、同年7月8日付け通告書をもってその旨を石川県連盟に通知し、同連盟を経由して、そのころ、原告に同通知が到達した。

(2)以上の認定事実によれば、被告は、選手登録を取り消す際の具体的な手続を定めていないこと、本件登録取消決定に至る一連の手続は、選手のアマチュア資格に関する問題につき、緊急を要する場合の通常の手続に沿って行われたものであること、原告に対する本件登録取消決定の処分内容を実質的にみれば、1年間の選手としての活動を禁止するにとどまるものであること、Aが当初の決定を通知した後、資格審査委員会及び理事会が開催されるまでの間に、Aは、石川県連盟の理事長、原告が所属するボクシングジムの会長、原告の親権者父に面会して選手登録取消しの要請を受けていることが認められるところ、被告においてどのような手続で会員である選手登録の取消しを行うかについては、被告の団体としての自治や自律作用を尊重すべきであることをも勘案すれば、本件登録取消決定の手続にはこれを無効とするような手続の違法が存するものとは認められない。

(3)これに対し、原告は、本件登録取消決定は、その手続において、原告に対する弁明の機会が与えられておらず、違法である旨主張する。

確かに、被告による本件登録取消決定の手続において、原告に対する弁明の機会とは与えられていないが、どのような手続的保障を設けるかについては、原則として当該団体の自治に任されているのであり、被告において、選手登録を取り消す際の具体的な手続を定めた規程等は存しないこと、資格審査委員長であるAは、緊急にアマチュア資格の有無について結論を出す必要があると判断したこと、Aにおいて、原告の本件参加行為及び本件掲載行為の事実自体は確認されたと判断していたこと、資格審査委員会及び理事会が開催されるまでの間に、Aは、石川県連盟の理事長、原告が所属するボクシングジムの会長、原告の親権者父に面会して選手登録取消しの要請を受け、実質的には原告の関係者による事情説明等の機会が与えられていることに加え、原告に対する本件登録取消決定の処分内容を実質的にみれば、1年間の選手と

しての活動を禁止するにとどまるものであることをも総合勘案すれば、原告に対する弁明の機会が与えられていないことをもって、本件登録取消決定の手續が違法であるということとはできない。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

また、原告は、本件登録取消決定は、石川県連盟に対して通知されたが、原告に対して通知されておらず、違法である旨主張する。

確かに、本件登録取消決定は、原告の選手としての活動に影響を与えるものであることからすると、その通知は、原告に対してなされるべきであり、石川県連盟にのみ通知したことには手續の不備があるというほかない。しかしながら、アマチュアボクシングの競技者から被告への選手登録申請の手續は、各都道府県連盟を通じてされており、原告については、石川県連盟を通じて選手登録申請がされたものであること、本件登録取消決定は、被告が石川県連盟に通知した後、同連盟を経由して、ほどなく、原告に同通知が到達したことからすれば、被告が、本件登録取消決定を石川県連盟にのみ通知したことをもって、本件登録取消決定を無効とするほどの違法があったとまではいうことができない。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

また、原告は、Aが、選手登録を取り消す権限を有していないにもかかわらず、平成15年6月25日付けで原告の選手登録を取り消す旨を通知しており、違法である旨主張する。

しかしながら、被告においては、資格審査委員会が選手等のアマチュア資格に関する事項を処理するものとされているところ、Aは、同委員会の委員長としての権限に基づいて、平成15年6月25日付けで原告の選手登録を取り消す旨を通知したものであるから、その手續には、原告の主張に係る違法があるということとはできない。なお、原告の上記主張が、Aのした上記通知に先立って資格審査委員会での議決を経していない点に違法があるという趣旨であるとしても、被告において、緊急を要する場合には、資格審査委員会を開催しないで直ちに処分内容を決定して通知し、その後開催される資格審査委員会及び理事会の事後承認を受けるという手續で処理されているのであり、本件においても、Aの前記通知後に、資格審査委員会及び理事会の議決がされ、本件登録取消決定に至ったことは前記のとおりであるから、この手續に違法があるということもできない。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

さらに、原告は、被告のした本件登録取消決定に係る資格審査委員会は理事会の議決に基づいてされたものではなく違法である旨主張する。

しかしながら、本件登録取消決定において、資格審査委員会で議決した後、理事会で審議し、議決されたことは前記のとおりであり、その手續に、原告の主張に係る違法があるということとはできない。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

2 争点(1)イ(本件登録取消決定の実体の違法性の有無)について

(1)前記争いのない事実等に加え、証拠(甲1ないし3,4の1ないし3,5,11,24,27,29,31,乙1,2,3の1ないし4,4,9ないし11,17,被告代表者A,原告)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 被告の規約等

(ア)被告は、財団法人日本体育協会(以下「日本体育協会」という。)に加盟する競技団体であるところ、日本体育協会は、アマチュアスポーツ発展のための精神を基調とし、これに基づく加盟団体の使命及び加盟競技団体における競技者規程等を定めるための基準を示すものとして日本体育協会スポーツ憲章を設けている。

同憲章では、アマチュアスポーツのあり方(2条)として、スポーツを愛し、楽しむために、自発的に行うことなどのほか、「スポーツを行うことによって、自ら物質的利益を求めない」、「スポーツによって得た名声を、自ら利用しない」とされ、また、加盟団体の使命(3条)として、「本加盟団体は、この憲章の趣旨を体して、アマチュア・スポーツの健全な普及・発展をはからなければならない」とされ、競技者規程の制定(5条)として、「本会の加盟競技団体は、この憲章に基づき独自の競技者規程を制定するとともに、その規程を本会に届け出なければならない」とされている。

(イ)被告は、日本体育協会スポーツ憲章を受けて、アマチュア規則を制定し、アマチュア規則4条において、選手登録を受理せず、また、選手登録を取り消すための要件として、前記第2の1(2)ウのとおり定めている。また、アマチュア規則4条では、選手登録を受理せず、また、選手登録を取り消すための要件として、このほか、スポーツをすることによって本連盟(被告)で認められている以外の金品を受け取った者(2号)、授与された賞品を金銭に替えた者(3号)、コーチ、トレーナーを職業としている者又はした者(ただし書きは省略。4号)、いかなる種類のスポーツでもプロスポーツの選手又はプロコーチとなった者(6号)などが定められている。

(ウ)被告は、平成13年2月3日の理事会の承認、同月4日の総会の承認に基づいて、アマチュアボクシング憲章を創設した。同憲章は、被告に登録している選手に交付される選手手帳にも掲載されている。同憲章には、次の記載がある。

「(前略)

4 連盟で認められた以外に、競技者又は役員としての行動によって自ら物質的利益を求めません。

5 競技者又は役員として得た名声を、商業宣伝の為に利用しません。」

(エ)被告は、都道府県連盟会長に対する平成元年8月22日付けの文書で、被告に登録している選手について、「プロの試合にかり出され、エキジビションと称してリングにあげられ、スパーリング又は試合をさせられている事実があります」として、充分管理を行き届かせ、絶対このようなことがないように注意を促した。

イ 原告の本件参加行為について

原告が、平成14年12月1日、Cボクシングジムが主催する「拳の嵐」と銘打ったプロボクシングの興行(以下「拳の嵐」という。)のエキジビションマッチで、スパーリングを行ったが、その際の原告の年齢は、15歳3か月であり、中学3年生であった。原告が当該エキジビションマッチでスパーリングを行ったのは、Cから練習のために出場するようと言われ、自らも良い機会であると考えたからであった。

ウ 原告の本件掲載行為について

(ア)拳の嵐のプログラムには、原告が「期待の新星」と称された上、その経歴として、空手の大会で優勝25回、準優勝9回、3位13回の戦績を残したことが紹介されていた。また、拳の嵐のチケット及びプログラムには、原告の上半身の写真が掲載されていた。

ところで、原告は、拳の嵐が行われる前に、Cボクシングジムのプロ選手らと共にポスター等のための写真撮影が行われたことから、拳の嵐のチケット及びプログラムに自らの写真が掲載されることについては認識していた。また、その当時、チケット及びプログラムの掲載内容を認識していた。

(イ)Cボクシングジムのホームページには、少なくとも平成14年12月から平成15年7月ころま

での間、原告を紹介するページが設けられており、そこには、原告の平成12年当時の写真、「必ず世界チャンピオンになります。応援してください。」で結ばれる原告のコメント、空手大会で優勝25回、準優勝9回、3位13回の戦績を残したことが掲載されていた。また、拳の嵐について紹介するページには、原告のスパリングの様子を撮影した写真などが掲載されていた。

ところで、原告は、Cボクシングジムのホームページに原告を紹介するページが設けられていること及びその内容について認識していた。

(2) 上記認定事実に基づき、本件参加行為がアマチュア規則4条5号の「本連盟が禁止した競技会に参加したもの」に該当するか、また、本件掲載行為が同規則4条1号の「スポーツで得た名声を商業宣伝のために使ったもの」に該当するかについて、以下検討する。

ア 本件参加行為について

(ア) アマチュア規則4条5号は、プロフェッショナル(職業としてそれを行う人)が主催する競技会でないしは金銭や物質を目的として開催される競技会に参加することを禁止したものと解すべきであるところ、前記認定事実によれば、原告が、平成14年12月に、「拳の嵐」と銘打ったプロボクシングの興業の中で、エキジビションマッチ(公開試合)に出場したものと認められる。したがって、原告の行った本件参加行為は、アマチュア規則4条5号の「本連盟が禁止した競技会に参加したもの」に該当するものと認められる。

(イ) これに対し、原告は、エキジビションマッチにおいてスパリングを行ったことは、「競技会への参加」に当たらない旨主張する。

しかしながら、アマチュア規則4条5号は、プロフェッショナルが主催する競技会に参加することを禁止したものであるところ、前記(1)ア(エ)によれば、この「競技会への参加」には、プロボクシングの興業の中で、エキジビションマッチに出場して、スパリングを行うことをも含むものと解するのが相当である。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

また、原告は、被告は、参加を禁止する競技会の範囲を明示しておらず、周知もしていない旨主張する。

しかしながら、上記認定の日本体育協会スポーツ憲章、アマチュアボクシング憲章及びアマチュア規則の4条各号の規定の趣旨に照らせば、アマチュア規則4条5号は、プロフェッショナルが主催する競技会に参加することを禁止したものであることは明らかであり、また、プロフェッショナルが主催する競技会でのエキジビションマッチへの参加をも禁止する趣旨であることは、被告の都道府県連盟会長に対する平成元年8月22日付けの文書で周知されているものと認められる。なお、原告が、上記禁止事項を認識していたか否かは、本件登録取消決定の適法性の判断を直ちに左右するものではない。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

また、原告は、エキジビションマッチにおいてスパリングを行ったのは、中学生時代のことであり、被告に対し、選手登録申請をする前のことである旨主張する。

確かに、原告がプロフェッショナルが主催する競技会に参加したのは、被告に選手登録をする前のことではあるが、アマチュア規則4条は、選手としての登録取消しの要件のみならず、被告への登録要件をも定めたものであることは前記認定のとおりであり、同条5号の「本連盟が禁止した競技会に参加したもの」とは、選手登録後の行為のみならず、選手登録前の行為をもその対象とするものと解するのが相当である。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

さらに、原告は、エキジビションマッチに出場したのは、原告の意思によるものではなく、原告が指導を受けていたCの意思によるものである旨主張する。

確かに、原告が、エキジビションマッチに出場したのは、Cから練習のために出場するようとの勧めによるものではあるが、自らも良い機会であると考えて出場したことは前記認定のとおりであり、エキジビションマッチに出場したのは、原告の意思によるものであると認められる。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

イ 本件掲載行為について

(ア)アマチュア規則4条1号は、スポーツで得た名声を商業宣伝のために自ら使用しあるいは第三者において使用することを許諾することを禁止したものと解すべきであるところ、前記認定事実によれば、拳の嵐のプログラム及びチケットにおいて、原告が空手の大会で華々しい戦績を残したことが、原告の写真とともに掲載されており、また、原告が練習しているボクシングジムのホームページに、同様の内容のものが掲載されており、原告において、これらの掲載を許諾していたものと認められる。したがって、原告の行った本件掲載行為は、アマチュア規則4条1号の「スポーツで得た名声を商業宣伝のために使ったもの」に該当するものと認められる。

(イ)これに対し、原告は、「スポーツで得た名声」とは、アマチュアボクシングで得た名声と解すべきである旨主張する。

しかしながら、アマチュア規則4条が、選手登録取消しの要件のみならず、被告への登録要件をも定めたものであること、また、同条が、ボクシングに限らず、アマチュアスポーツとプロスポーツとの峻別を規定していることからすれば、同4条1号の「スポーツで得た名声」とは、被告に選手登録する前のアマチュアボクシング以外のスポーツをもその対象とするものと解するのが相当である。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

また、原告は、原告の名声を商業宣伝に使用したのはCであり、原告がこれを承諾したり、依頼したことはない旨主張する。

しかしながら、原告は、Cボクシングジムが主催する拳の嵐のチケット及びプログラムに自らの写真等が掲載されることについて認識しており、原告は、Cボクシングジムのホームページに原告の空手の大会での華々しい戦績等を紹介されていることを認識していたことは前記認定のとおりであり、これによれば、原告は、Cが原告の名声を商業宣伝に使用することを許諾していたものと認められる。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

さらに、原告は、エキジビションマッチに出場したのは、中学生時代のことであり、被告に対し、選手登録申請をする前のことである旨主張する。

しかしながら、アマチュア規則4条1号の「スポーツで得た名声」とは、被告に選手登録する前のアマチュアボクシング以外のスポーツをもその対象とするものと解すべきであることは前記のとおりである。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(3)よって、原告の本件参加行為はアマチュア規則4条5号に、本件掲載行為は同条5号にそれぞれ該当するので、本件登録取消決定に実体の違法があるということとはできない。第4 結論

以上によれば、原告の本件請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 金子順一 裁判官 石原寿記 裁判官 豊田哲也)